



諮問第一号

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推せんしたので人権擁護委員法（昭和二十四年法律
第三百三十九号）第六条第三項の規定により、本議会の意見を求める。

住 所 鳥取県東伯郡三朝町大字曹源寺四二二番地

氏 名 矢 吹 久 男

生年月日 大正二年一月六日

昭和五十年十二月二十三日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾年拾月廿四日 吳義かゝい

三朝町議会議長牧田 禎